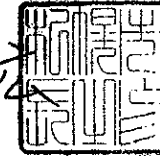


札幌市介護保険事業施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年6月4日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第33号

札幌市介護保険事業施行規則の一部を改正する規則

札幌市介護保険事業施行規則（平成12年規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

様式35 (その1)

(略)

介護保険料の算定基礎 (第1号被保険者分)

段階別保険料率

(略)

①保険料決定 (変更) 理由・根拠

(略)		他制度情報 ^{e5}
本人の前年の公的年金収入 ^{e1}	本人の前年の合計所得金額 ^{e1-e4}	(略)
(略)		

②決定した保険料段階と期間の計算

(略)

(略) - (略) - 減免額^{e5} 円 = (略)

^{e1} 保険料算定年度の前年1月～12月の合計です。

^{e2} 保険料算定年度が令和3年度以降の場合、本人の市県税が課税以外の方については、給与所得 (給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得金額課税控除が行われている場合には、その控除前の金額) から、10万円を控除した額です (控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。

^{e3} 本人の市県税が課税以外の方は、公的年金収入に係る年金所得を控除した額です。

^{e4} 土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除した額です。

^{e5} 他制度情報とは、生活保護又は中間ケア等本人の方々のための支援給付の情報です。

^{e6} 条例の定めにより、世帯等の特別減額により減額された金額です。

(略)

備考 (略)

改正後

様式35 (その1)

(略)

介護保険料の算定基礎 (第1号被保険者分)

段階別保険料率

(略)

①保険料決定 (変更) 理由・根拠

(略)		他制度情報
本人の前年の公的年金収入	本人の前年の合計所得金額	(略)
(略)		

②決定した保険料段階と期間の計算

(略)

(略) - (略) - 減免額 円 = (略)

(略)

備考 (略)

改正前

様式35（その2）

（略）

介護保険料の算定基礎（第1号被保険者分）

段階別保険料率

（略）

①保険料決定（変更）理由・根拠

	（略）	他制度情報
本人の前年の公的年金収入	本人の前年の合計所得金額	（略）
（略）		

②決定した保険料段階と期間の計算

（略）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{（略）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{（略）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{減免額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{（略）} \\ \hline \end{array}$$

*1 保険料課税年度の前年1月～12月の合計です。

*2 保険料課税年度が令和3年度以降の場合、本人の市原税が課税以外の方については、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る延命所得の両方を有する者に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額）から、10万円を控除した額です（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします）。

*3 本人の市原税が課税以外の方は、公的年金収入に係る延命所得を控除した額です。

*4 土地、建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除した額です。

*5 他制度情報とは、生活保護又は中国残留邦人の方々のための支援給付の情報です。

*6 条例の定めにより、災害等の特別事情により減額された金額です。

※ 本欄の保険料は10円未満を切り捨てた額となります。
 ◎ 各段階の該当率は1ページ裏に記載しています。

（略）

備考 （略）

改正後

様式35（その2）

（略）

介護保険料の算定基礎（第1号被保険者分）

段階別保険料率

（略）

①保険料決定（変更）理由・根拠

	（略）	他制度情報
本人の前年の公的年金収入	本人の前年の合計所得金額	（略）
（略）		

②決定した保険料段階と期間の計算

（略）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{（略）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{（略）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{減免額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{（略）} \\ \hline \end{array}$$

（略）

備考 （略）

改正前	改正後												
様式35（その3） （略） 介護保険料の算定基礎（第1号被保険者分） 段階別保険料率 （略） ①保険料決定（変更）理由・根拠 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本人の前年の公的年金収入^{※1}</td> <td style="width: 30%;">本人の前年の合計所得金額^{※2}</td> <td style="width: 40%;">他制度情報^{※3}</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> ②決定した保険料段階と期間の計算 （略） （略） （略） 減免額^{※4} ＝ （略）	本人の前年の公的年金収入 ^{※1}	本人の前年の合計所得金額 ^{※2}	他制度情報 ^{※3}	（略）		（略）	様式35（その3） （略） 介護保険料の算定基礎（第1号被保険者分） 段階別保険料率 （略） ①保険料決定（変更）理由・根拠 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本人の前年の公的年金収入</td> <td style="width: 30%;">本人の前年の合計所得金額</td> <td style="width: 40%;">他制度情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> ②決定した保険料段階と期間の計算 （略） （略） （略） 減免額 ＝ （略）	本人の前年の公的年金収入	本人の前年の合計所得金額	他制度情報	（略）		（略）
本人の前年の公的年金収入 ^{※1}	本人の前年の合計所得金額 ^{※2}	他制度情報 ^{※3}											
（略）		（略）											
本人の前年の公的年金収入	本人の前年の合計所得金額	他制度情報											
（略）		（略）											
（略） 備考 （略）	（略） 備考 （略）												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。